

で、一般農家への小額の貸付やセーフティネットのためには、莊倉合作社という別の組織が用意されていた。

（２） 土地改革・農業合作化期の農村信用社

——集団有組織としての農村信用社の成立——

土地改革期は、農業合作化期への過渡期となるものであるが、この時期には、まだ村内の農家一般が加入するような農村信用組織は成立していなかった。これは、この時期においても村内の農家には中農と貧農といった階層性が残存しており、信用互助組、供銷合作社信用部といった農村信用組織にもそのような階層性が反映していたためである。

農業合作化期になって、すべての農家が高級合作社の構成員となり生産手段が公有化されるとそのような階層性は消失する。農業合作化期の信用合作社は、このような事情を背景にしながら、村民の全員加入を前提として、おおむね郷を範囲として設立されたものである。

各郷に一つの農村信用社を設立するという形式面が優先されたため、資金の充実等の財務内容の健全性はほとんど顧みられることがなかった。組織面についても全員加入が前提であることから加入脱退の自由はなく、集団有の組織として集団によって管理されることとなった。

この当時、中国政府は、工業化、集団化等による社会主義経済建設を推進するために膨大な資金を必要とするようになっており、全国的に画一的につくられた農村信用社は、農村金融の主体というよりも、農村内にある資金を出資または預金という形で吸収して国家に提供するための組織としての役割を果たすこととなったのである。

農村信用社には実質的に経営の自主性や独立性はなく、もとより協同組合組織としての性格を有するものではなかった。

（３） 人民公社期の農村信用社

——人民銀行農村基層組織と集団有組織との二重性——

人民公社期の当初、農村信用社は人民公社信用部として人民公社組織の中に取り込まれ、同時に、人民公社信用部は人民銀行の営業所として損益は人民銀行において統一的に計算することとされた。

人民公社信用部の体制は、財務の混乱等の弊害が大きかったため、1962年には人民公社から信用部が分離され、農村信用社として再設置される。ただし、再設置された後の農村信用社は、組織としては独立したものの、人民銀行との関係では人民銀行の農村基層組織としての位置付けがなされ、一面では、集団有の組織として集団との結びつきが強かった。

文革期には「貧下中農管理」によって経営が悪化・混乱するが、こうした経営上の混乱は、組織の性格の二重性によって経営責任の所在が不明確であることも大きな要因となっている。

人民公社期を通じて、農村信用社は、人民銀行の農村基層組織として、農村資金を国に吸い上げるための組織として機能していた。その一方で、農村信用社による農村金融は極めて不活発で、ほとんど見るべきものはなかった。

農業合作化期から、農村信用社による集団内金融が行われるようになるが、この時期はほとんどの資金が国に吸い上げられており、集団に還流できるような資金はごくわずかなものであった。

（４） 改革開放後の農村信用社 ——集団の関与と集団内金融の深刻化——

改革開放後、1980年代の半ばになって、銀行の農村基層組織でもあり集団有の組織でもあるという二重性を解消して、独立経営を実施させるための「上からの改革」が実施される。この「上からの改革」は、まず銀行の農村基層組織という性格を解消した上で、協同組合組織としての自立的な経営に移行させることが企図されていた。ところが、協同組合組織への移行はほとんど進まず、集団有の組織としての性格だけがより強まることとなる。

一方、中国経済は改革開放政策によって大きく成長し、農村信用社は農村資金の吸収機関としての役割から解放されて、資金の自由度は高まっていた。

こうした中で、農村信用社の資金は、農村経済で重要な地位を占めるようになった郷鎮企業、特に集団経営の郷鎮企業に注ぎ込まれるようになる。

集団有の組織として集団の関与が強まった農村信用社から集団経営の郷鎮企業への貸付は、まさに集団内金融の一形態であり、郷鎮企業の経営の悪化とともにその弊害が表面化し、農村信用社の経営の悪化の大きな要因となる。

他方で、農村信用社から農家への貸付は依然として不活発であり、農村金融の主体としての機能が十分に果たせているとは言えなかった。

農村信用社を深刻化した集団内金融の弊害から脱却させ、健全経営を確保させるようにするためには、集団有の組織としてのあり方を見直し、集団から独立した自主的な経営主体とすることが不可欠である。

農村信用社の組織の協同組合組織への移行は、以上のような背景と事情のもとで不可避の要請として生じてきたものである。また、協同組合組織となることによって、農家と信用合作社との関係が深まり、農家への貸付も増加することが期待されたのである。

（５） 現在の農村信用社 ——組織改革の方向性の動揺——

現在の中国の農村金融体制の枠組は、1996年の農村金融体制改革によって形成されたものである。同改革では、農村信用社による合作金融、農業銀行による商業性金融、農業発展銀行による政策性金融によって農村金融体制を構築することとしているが、このうち、農村信用社による合作金融を農村金融体制の基礎とし、農村信用社の合作制を回復させることを基本的な方向としている。

同改革によって、農村信用社の協同組合組織への移行に向けての取組が本格化するかに

見えたが、農村信用社の経営が悪化して金融秩序に悪影響を及ぼすことも懸念されるようになったことから、1998年からは農村信用社の経営改善と資本増強に向けた対策が優先して実施されることとなった。農村信用社の協同組合組織への移行は、現実的には歴史的に形成された課題や制度的制約によって思うように進まず、また、金融秩序維持のための対策が優先されたことから後景に押しやられ、その後積極的な対策がとられているようには見えない。

その後、2003年に国務院から出された通知では、農村信用社の組織のあり方について、条件の整った地域では株式制をとることとし、条件の整っていない地域では株式合作制をとることができ、株式制をとることが困難で合作制が適当な地域では合作制を改善するものとされている。

このように、農村信用社の組織改革は必ずしも協同組合組織への移行にこだわるのではなく、現在では別の方向も模索されるようになっており、組織改革の方向性に動揺が見られるようになっている。

3 農村信用社の課題と制度的制約

(1) 歴史的に形成された課題

ア 外面的な合作制

中国の農村信用社は、農業合作化期に全国的に設立されて以降、協同組合組織としての実態はなく、一般農家との関係は希薄なままに、基本的には集団有の組織として運営管理されてきた。1996年の農村金融体制改革にともなって、協同組合組織への移行が試みられるが、この際においても、従来の農村信用社を解散・清算して新たに出资者を募るのではなく、信用合作社の性格の変更が言わば「宣言」されるにとどまり、組織の変革は不十分なものであった。

外面的には合作制が装われていても、協同組合としての実質がともなわず、実態が以前と変わらない中では、農家と農村信用社の疎遠な関係を十分に改めることは困難である。

イ 財産関係の複雑性と処理の困難性

農村信用社は、かつて、農業銀行の基層組織でもあり、集団有の組織でもあるという形態が継続していたため、農村信用社の資産には、農業銀行の基層組織としての業務によって形成されたものや集団の財産が農村信用社の資産とされたもの等が含まれている。

現在では農村信用社は農業銀行から分離され、集団からも自立した経営がめざされているが、農業銀行または集団との財産に関する権利義務関係はあいまいで複雑であり、農村信用社の健全な発展にとっての桎梏となっている。

ウ 経営責任の不明確性

農村信用社は、これまで、独立した経営主体としての実質が備わっていなかったことから、経営責任も不明確なままであった。

現在、農村信用社の経営管理は、理事会の指導の下での主任責任制がとられることにな

っているが、主任は県連社が推薦するため理事会には実質的な人事権はない。理事会には集团の関係者が多いため、集团の関与を排除するためにこうした制度が採用されたものと考えられるが、このことによって、農村信用社の経営責任を主任がとるのか理事会がとるのがあいまいになっている。

従来から続く経営責任の不明確性は、農村信用社の健全な発展を妨げるものである。

(2) 制度的制約

ア 農家経済状況把握の構造的制約

農村信用社の健全な発展のためには、貸付の際の信用リスク管理が適正になされることは不可欠の要請である。しかしながら、中国の農村信用社は、日本の農協とは異なり、販売事業等を兼営していないことから農家と農業経営面でのつながりが希薄であり、農家の経済状況を把握するのに適した体制になっていない。

こうした構造的制約から、農村信用社は、一般的に、小さな金額、高いコスト、大きなリスクという特徴がある農業金融を適切に行えるような経営的基盤を有しているとは言えない。自立した協同組合組織への移行が順調に進まないのも、農業金融に関する経営的基盤がもともと脆弱であったことが一因となっていると考えられるのである。

イ 担保制度の制度的制約

中国農村の土地は国有地または集団所有地であるため直接には担保の対象とはならない。家屋等についても土地利用と密接な関係があることから現実的には制約がある。

保証人については、その保証人の信用力または経済状況を把握することが前提となるが、農家経済状況の把握が困難のように、保証人の経済状況を把握することも容易ではない。

また中国では、農業信用保証保険制度も整備されていないため、回収に関する危険性を低減させることができず、農家貸付を積極的に進める上での障害となっている。

4 今後の方向

(1) 合作制の変質

1996年農村金融体制改革においては、農村信用社は主として農業金融を担う協同組合組織としての発展が考えられていたが、協同組合組織としての発展が現実的には困難が多いことが明らかとなり、また、金融秩序維持のための資本増強という緊急対応的な対策が優先されるに及んで、農村信用社の合作制に変質がみられている。

資本増強のために従業員全員の出資等が求められ、従業員参加等が強調されるようになったが、これらの措置は、農村信用社を農家の相互扶助のための農業金融組織とするという本来の目的を大きく変質させるものである。

中国の農村信用社は、農業合作化期に創設されて以来、一度も農家の協同組合組織としての実質を備えることなく、従業員や地域の法人を有力な社員とする新たな性格を有する組織となりつつある。

（２） 地域金融機関化

農村信用社は、最近、貸付資金種類を増加させ、農業金融だけではなく消費金融の拡大にも取り組むようになっている。近年重視されている小額信用貸付の増大は、こうした動きを助長させるものである。

また、郷鎮企業への融資は相変わらず多く、商工業金融が農村信用社による融資の支柱をなすという事情は今後とも継続するものと考えられる。

都市化の進展は、こうした消費金融や商工業金融をさらに増加させていくこととなるものと考えられ、都市化の進んだ一部地域では農村商業銀行化への動きも見られるようになっている。

農業金融専門の金融機関として自立することが困難な状況の中で、農村信用社は、消費金融や商工業金融も併せて行い、金融の分野を問わない言わば地域金融機関としての方向が今後は模索されることとなるのではないかと考えられる。

５ おわりに

農村信用社は、中国の農村では、実質的に唯一の公認の農村金融組織であり、農村信用社のありかたは中国の農村金融の情勢に直接の影響を及ぼすこととなる。

このため、農村信用社は、中国農村で、積極的で健全な役割を果たすことが期待されているのであるが、本稿では、農村信用社がその組織的性格や課題から、現実的には協同組合組織への移行は困難であり、また、農業金融機関ではなく地域金融機関化という方向が模索されるようになっている事情を明らかにしてきた。

ただし、本稿の検討は主として北京市農村の状況をもとにして行ったもので、地域格差の大きい中国農村のすべての地域にそのままあてはまるというわけではない。今後、さらに多くの地域の実証的検討を踏まえ、中国農村金融の方向等についての研究を深めていく必要があるものと考えている。